



青労発基 0614 第 2 号
令和 5 年 6 月 14 日

建設業労働災害防止協会 青森県支部
支部長 山田 幸一 殿

青森労働局長



建設工事現場における労働安全衛生法令の遵守徹底等について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、令和 4 年度に青森労働局管内の各労働基準監督署が実施した建設工事現場に対する監督指導の結果（木造家屋等低層住宅建築工事を除く）を取りまとめました。

この結果を見ると、建築工事及び土木工事では、その合計で 65.8% の現場において労働安全衛生法令違反が認められ、違反率が高止まりの傾向にあります。

さらに、これらの労働安全衛生法令違反の中には、作業床端部への墜落防止措置が講じられていないなど、直ちに重篤な労働災害を引き起こしかねない事例も散見されます。

こうした状況を踏まえ、貴殿におかれましては、改めて、会員事業者等に対する援助、指導を行うなど、建設工事現場における労働安全衛生法令の遵守徹底に向けた更なる取組をお願いいたします。

青森労働局では、第 14 次労働災害防止推進計画による重点施策を展開していくとともに、全国安全週間での集中的な取組や、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間における熱中症対策の周知啓発など、時季を捉えた効果的な取組を実施してまいります。

つきましては、これらの取組に対するより一層の御理解と御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

